## 

号)その他中央省庁等改革関係法律の施行に伴い、及び農業協同組合法(昭和二十二年法律第百二中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第百二農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令

(租合の自己資本の定集の代元による区分支がこれになって治会) 第九十四条の二第四項の規定に基づき、農業協同組合法第九十四条の二第四項に規十二号) 第九十四条の二第四項の規定に基づき、農業協同組合法第九十四条の二第四項に規

(組合の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)

での「大きな」と、これである。 の二第三項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該の二第二項の主務の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。)に	いての法第九十四条組合及びその子会社	2 C
- 一業務の全部又は一部の停止の命令	ント未満   ント未満   単体自己資本比率○パー	第三
が必要と認める措置		
八 その他農林水産大臣及び金融庁長官又は都道府県知		
扱いの禁止		
除く。)又は同条第七項に規定する事業の縮小又は新		
号及び第二号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業を		
号に掲げるもの、同条第六項各号に掲げる事業(同項第		
七 法第十条第一項第四号の事業のうち同条第二十三		
六 一部の従たる事務所の廃止		
五 一部の事務所における業務の縮小		
制		
られる条件による貯金又は定期積金の受入れの禁止		
四 取引の通常の条件に照らして不利益を被るものと認		
三 総資産の圧縮又は増加の抑制		
二 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制		
及びその実行	ント未満	
一 自己資本の充実に係る合理的と認められる計画	〇パーセント以上ニパーセ	
次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係	一区分 単体自己資本比率	第二
:	未満	
提出の求め及びその実行の命	二パーセント以上四パーセ	
経営の健全性を確保するための合理的と認められ	区分 単体自己資本比率	第一
	四パーセント以上	
	対象区分単体自己資本比率	非対
命令	己資本の充実の状況に係る区分	自己
	のとおりとする。	0)

りをは「鱼スールをここと」と言うに見いた。	- 第一頁)を、文ド等に、文字「頁)をコ	
	○パーセント未満	
業務の全部又は一部の停止の命令	第三区分 連結自己資本比率	四の提出
要と認める措置		る命令
十 その他農林水産大臣及び金融庁長官又は都道府県知事が必		
条第七項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止		
一号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業を除く。) 又は同		改善計
掲げるもの、同条第六項各号に掲げる事業(同項第一号及び第		
九 法第十条第一項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に		
八 子会社等の株式又は持分の処分		
七 子会社等の業務の縮小		
六 一部の従たる事務所の廃止		次の表
五 一部の事務所における業務の縮小		充実の
められる条件による貯金又は定期積金の受入れの禁止又は抑制		融合 (以
四 組合の取引の通常の条件に照らして不利益を被るものと認		
三 組合及びその子会社等の総資産の圧縮又は増加の抑制		
二 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制		<b>死定する</b>
められる計画の提出及びその実行		伊第百三
一 組合及びその子会社等の自己資本の充実に係る合理的と認	セント未満	第百二
-   する措置に係る命令	○パーセント以上ニパ	
次の各号に掲げる組合及びその子会社等の自己資本の充実に資	第二区分 連結自己資本比率	

4 第二項の表及び第三条第二項の表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第3 にほる資産により利用を対するという。

第二条 組合が、その自己資本比率の能別を除く。)に掲げる命令とする。ただし、当該組合及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る命令は、同条第一項又は第二項の表のとおり定する連結自己資本比率をいう。以下同じ。)が当該組合又は当該組合及びその子会社等が直出合とであった後、速やかに、その自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を農林水産大臣及び金融庁長官又は都道府県知事に提出した場合には、当該組合について、当該区分に応じた命令は、当該組合又は当該組合及びその子会社等が該当すて、当該区分に応じた命令は、当該組合又は当該組合及びその子会社等の自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該組合又は当該組合及びその子会社等の自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該組合又は当該組合及びその子会社等の自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該組合又は当該組合及びその子会社等の自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該組合又は当該組合及びその子会社等の合理的と認められる計画を農林水産大臣及び金融庁長官又は都道府県知事に提出した場合には、当該組合及びその子会社等が設出合といい。

とする。

|非対象区|連結自己資本比率

一区分

連結自己資本比率

一パーセント以上四パ

―と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令組合及びその子会社等の経営の健全性を確保するための合理的

|自己資本の充実の状況に係る区分 |命令

区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

おいて「算出日」という。)の金融商品取引所における最終価格に基づき算出した価額号において同じ。)に上場されている有価証券 自己資本比率の算出を行う日(以下この項にる金融商品取引所又は外国において設立されている類似の性質を有するものをいう。以下この一 金融商品取引所(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定す

第 第 第 分	→ #   #   #   #   #   #   #   #   #   #	4 3 二 一掲合当 分るれの 四三
C   区   区   分   セー単セニ単四   シパ体ンパ体バ	ラ。次号において 第三条 法第十二条第二 第三条 法第十条第一 が象となったもの 対象となったもの 対象となったもの 対象となったもの 対象となったもの がの法第九十四条 にご主務省令で のに応じ主務省令で がに応じ主務省令で がに応じ主務省やが がないての表第二項	四 前三号に関いて の子会社等に切いて の子会社等に切いて の子会社等に切いて の子会社等に切いて の子会社等に切いて の子会社等に切いて の子会社等に切いて の子会社等に切いて の子会社等に切いて のでいる命令とする。 のでいるの子を会 は、当該組合及びその子 を発声では、当該組合及びその子 を発声では、当該組合及びその子 を発声である。 ではのの子を会 は、当該組合及びその子 を発声である。 ではのの子を会 は、当該組合及びその子 を対した。 では、当該組合及びその子 を対した。 では、当該組合及びその子 を対した。 では、当該組合及びその子 を対した。 では、当該組合及びその子 を対した。 では、当該組合及びその子 を対した。 では、当該組合及びその子 を対した。 では、当該組合及びその子 を対した。 では、当該組合及びその子 を対した。 では、当該組合及びその子 を対した。 では、当該組合及びその子 を対した。 では、当該組合及びその子 を対した。 では、当該組合及びその子 を対した。 では、当該組合及びでの子を会 のでは、当該組合及びでの子 のでは、当該組合なが、の子を会 のでは、当該組合なが、の子を会 のでは、当該組合なが、の子を会 のでは、当該組合なが、の子を会 のでは、当該組合なが、の子を会 のでは、当該組合なが、の子を会 のでは、当該組合なが、の子 では、当該組合なが、の子を会 のでは、当該組合なが、の子 では、当該組合なが、の子 では、もの子 のでは、もの子 のでは、もの子 のでは、もの子 のでは、もの子 のでは、ものでは、ものでは、ものでは、ものでは、ものでは、ものでは、ものでは、も
四パーセント以上 単体自己資本比率 セント未満 セント未満 ト以ト レント表満 ・	対象区単体自己資本比率 (農林中央金庫及び特定三 適格性の認定等を受けた農水産業協同組合であって、指定支援法人(農林中央金庫及び特定三 適格性の認定等を受けた農水産業協同組合であって、指定支援法人(農林中央金庫及び特定三 適格性の認定等を受けた農水産業協同組合であって、指定支援法人(農林中央金庫及び特定三済本の充実の状況に係る区分及び当該区がての法第九十四条の二第三項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区がでの法第九十四条の二第三項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令) (連合会の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令) (連合会の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令) (連合会の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令) (連合会の自己資本の充実の状況に係る区分 (本名) (本名) (本名) (本名) (本名) (本名) (本名) (本名)	画籍性の認定等を受けた農水産業協同組合(同法第二条第一項に規定する農水産業協同組合を変に出現でする資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるの。当該評価した価額 第出日の適正な評価価格に基づき算出した価額の合計額を受けた農水産業協同組合度であった教済農水産業協同組合度である場合には、当該組合及びその子会社等について、当該と分に応じた命令は、同条第一項又は第二項の表の第三区分以外の区分に該当する組合の貸借対照表又は組合及び前条第一項又は第二項の表の第三区分以外の区分に該当する組合の貸借対照表又は組合及び前条第一項又は第二項の表の第三区分以外の区分に該当する組合の貸借対照表又は組合及び前条第一項又は第二項の表の第三区分以外の区分に該当する組合の貸借対照表又は組合及び高、当該組合及びその子会社等が該当するものである場合には、当該組合について、当該組合及び組合が次の各号のいずれかに該当するものである場合には、当該組合について、当該組合及び組合が次の各号のいずれかに該当するものである場合には、当該組合について、当該組合及び組合が次の各号のいずれかに該当する前条第一項又は第二項の表の区分に掲げる命令を含むものとする。 第一項に規定する資産として会に応じた命令は、同条第一項に規定する資金の資付け、当該組合及びその子会社等が同組合連合会等をいう。)から同項に規定する農水産業協同組合を第一項に規定する農水産業協同組合を第一項に規定する農水産業協同組合を第一項に規定する農水産業協同組合を第一項に規定する農水産業協同組合を第一項に規定する農水産業協同組合をの他の援助を受けた農水産業協同組合をに対している。では、1000円に対しているでは対しているでは対しないるでは、1000円に対しているでは対しているでは対しているでは対しているでは対しているでは対しているでは対しているでは、1000円に対しでは
以比 以比 上 二 パ パ	で で で で で で で で に 規定する で で に 規定する で に 規定する で に 規定する に 根定する に 根で の に は の に は の に に の に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	「一項に規定で表していて記憶を 一項に規定の部に計 一項に規定の部に計 一項に規定の部に計 一次を要するものとして記して記して記して記して記して記して記して記して記して記して記して記して記し
1 (原則として)   1 (原営の水めの各別では、1 (原則として)   2 (原則として)   2 (原則として)   3 (原則として)   4 (原則として)   5 (原則として)	本産業協! 一部では、次条 一部では、次条省では、次条省では、次条省では、次条のでは、次条のでは、次条ででは、次条では、次条では、次条では、次条では、次条では、次条では、次	ものとして合理的な方法にものとして合理的な方法にものとして合理的な方法に日の適正な評価価格に基づ日の適正な評価価格に基が関連を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を
の、一角を の	に定める世に定める世に定める世に定める世に定める世に定める世に定める世に (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	世で、 一年で、 一年で 一年で、 一年で
格営の健全性を確保するための (原則として資本の増強に係る措 の求め及びその実行の命令 の求め及びその実行の命令 の求め及びその実行の命令 と記 一 資本の増強に係る合理的と認 一 資本の増強に係る合理的と認 一 での事務所における業務の 本件による貯金又は定期積金の を件による貯金又は定期積金の を件による貯金又は定期積金の を作による貯金での条件に照らして の本ののでま 大 一部の様との条件に照らして を作による貯金では増加の抑制 と記 と記 と記 と記 と記 と記 と記 と記 と記 と記	物合を除き物合を除き物の合を除き物の合を除き物の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の	法により算出した価額法により算出した価額基づき算出した価額を育出目において評を額の合計額を下回を額の合計額を下回を額の合計額を下回でた命令は、同条第の資産の部に計上の自己資本に、当該ある場合には、当該ある場合には、当該ある場合には、当該ある場合には、当該かる場合には、当該かる場合には、当該かる場合には、当該かる場合には、当該かる場合には、当該が算出日で表別を行った救済農で、)を行った救済農産会等(農水産業連合会等(農水産業連合会等(農水産業連合会等(農水産業
程営の健全性を確保するための合理的と経営の健全性を確保するための合理的と経営の健全性を確保するための合理的と経営の健全性を確保するための合理的と認められる一一資本の増強に係る合理的と認められる一一部の連常の条件に照らして不利益を三一総資産の圧縮又は増加の抑制を一一部の連常の条件に照らして不利益を一一部の事務所における業務の縮小大一部の従たる事務所の廃止と、法第十条第一項第四号の事業の条件による財金とは増加の抑制を主義の事務所における業務の縮小工、一部の従たる事務所の廃止と、法第十条第一項第四号の事業の指置を含む、同条第六項各号に掲げる事業とは、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	で で で で で の た 命令) で の た の で の た の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の の で の の で の の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の の で の の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の の で の の で の の の の の で の の の の の の の の の の の の の	四した価額 に計上されるで貸借対照を下回る場合の貸借対照を下回る場合の貸借対照を下回る場合ででは、当該組合についてでででででででででいる。 対が済農水産業協同組合について、 対がら同項に規定する農水産業協同組合時ででででいる。 対がら同項に規定する農水産業協同組合時ででででででである。 ででは、当該組合について、 ででは、当該組合について、 ででは、当該組合について、 ででは、当該組合について、 ででは、当該組合について、 ででは、当該組合について、 ででは、当該組合について、 ででは、当該組合について、 ででは、当該組合について、 ででは、当該組合について、 ででは、当該組合について、 ででは、当該組合について、 では、当該組合について、 では、当該組合について、 では、 がら同項に規定する農水で、 では、 では、 では、 では、 のをでは、 では、 のをでは、 では、 のをでは、 ので
事ち れ益 額 れす ロッと	表のとおりたまのとおりた。	田した価額 いて評価した価額 いて評価した価額 こと価額 こと価額 ことの表の区分に応じた命名 で表の区分に応じた命名 で表の区分に応じた命名 で表の区分に応じた命名 で表の区分に応じた命名 で表の区分に応じた命名 で表の区分に応じた命名 で表の区分に応じた命名 で表の区分に応じた命名 で表の区分に応じた命名 で表の区分に応じた命名 で表の区分に応じた命名 を下回る農水産業協同組合( を下回る農水産業協同組合( を下回る農水産業協同組合( を下回る農水産業協同組合( を下回る農水産業協同組合( を下回る農水産業協同組合( を下回る場合でいて、当
項第一号項第一号項第一号項第一号項第一号項第一号項第一号項目 という はい はい かい	一十三条に規定する 一十三条に規定する 一十三条に規定する で連合会」という。 でとおりとする。	
び号   ら   そ   提計     第に   れ   の   出画	当 該 区 つ に 務 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	いそ二 項同条 に組は 区れこそ も
っし <b>四</b> 三 二二 たて <b>X</b> 区		二 一 対 己 の 実   三  二 二
*	・ セント 未 満	区分単体自己資本比率 区分単体自己資本比率 区分単体自己資本比率 区分単体自己資本比率 下では、「一セント未満」で、「一セント共満」で、「一セント共満」で、「一セント以上に係る区分及び、「一セント以上に係る区分及び、「一セント以上に係る区分及び、「一セント以上に係る区分及び、「一世ント以上に係る区分及び、「一世ント以上に係る区分及び、「一世ント、「」、「一世ント、「」、「一世ント、「」、「一世ント、「」、「」、「一世ント、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、
かに、その自己 かに、その自己 が、その自己 が、その自己 が、その自己 が、その自己 が、その自己 が、その自己 が、その自己 がに、そのものもの。	満	
では、	九八 大子会 かん 連連合会 及 大子 子 会 か の の の の の の の の の の の の の の の の の の	パーパー  分  区の  ーパー
本比率を当該連合会 大変の区分に係るもの、同条第十 と認める措置 と認める措置 と認める措置 と認める措置 と認める措置 と認める措置 と認める措置 と認める措置 と認める措置 と認める措置 と認める措置 と認める措置 と認める措置 と認める措置 と認める措置 と認める措置	法第一年の世界の 連合会及びび 一部の事務の 一部の後を 子会社等のを 子会社等のを 子のである。 一部のがある。 一部のがある。 一部のがある。 一部のがある。 一部のがある。 一部のがある。 一部の増強	中 は
本の、同条第六項各号に をの、同条第六項各号に をの他農林水産大臣及び をのの全部又は一部の停止の でを当該連合会又は当該連合会又は当該連合会又は当該連合会又は当該連合会又は当該連合会又は当該連合会又は当該連合会又は当該連合会又は当該連合会又は当該連合会又は当該連合会又は当該連合会又は当該連合会又は当該連合会又は当該連合会又は当該連合会又は当該連合会又は当該	行 (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	プする措置に係る命令  「大の各号に掲げる事業の廃止等の指置の取扱いの禁止と認める措置を実行することの命に係る措置を実行することの命業務の全部又は一部の停止の命を引いての法第九十四条の二第三項の区分に応じ主務省令で定める命令はものとする。)の提出の求め及びをかの各号に掲げる連合会及びその子会社等の経営のがあるもっという。
会会又は当該連合会及びその子会 「会会又は当該連合会及びその子会社会又は当該連合会及びその子会社会又は当該連合会及びその子会社会又は当該連合会及びその子会社会又は当該連合会及びその子会社会又は当該連合会及びその子会社会又は当該連合会及びその子会社会との命令	る合理的と認められる計画の場合の な合理的と認められる計画の場合 で、条件に照らして不利益を で、条件に照らして不利益を で、条件に照らして不利益を は持分の施分 に持分の処分 に持分の処分	同条第七項若しくは第二十四項に規定する事業 の取扱いの禁止 八 その他農林水産大臣及び金融庁長官又は和 自己資本の充実、大幅な業務の縮小又は法第上 に係る措置を実行することの命令 に係る措置を実行することの命令 業務の全部又は一部の停止の命令 業務の全部又は一部の停止の命令 を認められる改善計画(原則として資本の増強に と認められる改善計画(原則として資本の増強に を記められる改善計画(原則として資本の増強に を記められる改善計画(原則として資本の増強に を記められる改善計画(原則として資本の増強に を記められる改善計画(原則として資本の増強に を記められる改善計画(原則として資本の増強に を記められる改善計画(原則として資本の増強に を記められる改善計画(原則として資本の増強に を記められる改善計画(原則として資本の増強に を記められる改善計画(原則として資本の増強に を正式を を記述を のとする。)の提出の求め及びその子会社等の自己 を記述を を記述を のとする。)の提出の求め及びその子会社等の自己 を記述を のとする。)の提出の求め及びその子会社等の自己 を記述を のとする。)の提出の求め及びその子会社等の自己 を記述を のとする。)の提出の求め及びその子会社等の自己 を記述を を記述を のとする。)の提出の求め及びその子会社等の自己 を記述を のとする。)の提出の求め及びその子会社等の自己 を記述を のとする。)の提出の求め及びその子会社等の自己 を記述を を記述を を記述を のとする。)の提出の求め及びその子会社等の自己 を記述を のとする。)の提出の求め及びその子会社等の自己 を記述を のとする。)の提出の求め及びその子会社等の自己 を記述を を記述を のとする。)の提出の求め及びその子会社等の自己 を記述を を記述を のとする。)の提出の求め及びその子会社等の を記述を のとする。)のとする。)の提出の求める。 を記述を のとする。)のとする。)のとする。)のとする。)のとする。)のとする。)のとする。)のとする。 のとする。)のとする。)のとする。 のとする。)のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとを のとを のとを のとを のと のと。 のと。 のと。 のと。 のと。 のと。 のと。 のと。 のと。
る事業(同 ○事業の縮 ・大文は法第 ・大文は法第 ・大文は法第 ・大文は法第 ・大文は法第	められる計の額の抑制をある。	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
は第二十四項に規定する事業の縮小又は新規のは第二十四項に規定する事業の縮小又は新規の と、大幅な業務の縮小又は法第十条第一項第 で廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選 で廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選 で廃止等の情置のいずれかを選択した上当該選 で展立等のに必命令 では一部の停止の命令	明と認められる計画の提出及びその総資産の圧縮又は増加の抑制 での総資産の圧縮又は増加の抑制 での総資産の圧縮又は増加の抑制 で期積金の受入れの禁止又は抑制 務の縮小	同条第七項若しくは第二十四項に規定する事業の縮小又の取扱いの禁止 いとする。)の提出の求め及びその子会社等の自己資本の充められる改善計画(原則として資本の増強に係る措置を実行することの命令での各号に掲げる事業の廃止等の経営の健全性を確保するためのとする。)の提出の求め及びその子会社等の自己資本の充められる改善計画(原則として資本の増強に係る措置のとする。)の提出の求め及びその子会社等の自己資本の充め合号に掲げる連合会及びその子会社等の自己資本の充め合場に係る命令
で表の自己資本比率を当該連合会又は当該連合会及びその子会社等が該当する 「現状の事業がびにこれらに附帯する事業を除く。」又は同条第 に掲げる事業がびにこれらに附帯する事業の縮小又は新規の取扱い の禁止 十 その他農林水産大臣及び金融庁長官又は都道府県知事が必要 と認める措置 と認める措置 をおった実、大幅な業務の縮小又は法第十条第一項第三号に と認める措置 と認める措置 をおった実、大幅な業務の縮小又は法第十条第一項第三号に と認める措置 と認める措置 をおった。大幅な業務の縮小又は法第十条第一項第三号に と認める措置 をおった。大幅な業務の縮小又は法第十条第一項第三号に と認める措置を実行することの命令 をおった。との命令 での自己資本比率が当該連合会又は当該連合会及びその子会社等が該当する での自己資本比率を当該連合会又は当該連合会及びその子会社等が該当する での自己資本比率を当該連合会又は当該連合会及びその子会社等が該当する	田及びその 出及びその 出及びその 出及びその	五 置の   除資   当項 知 又

 これらの表のとおりとする。
 これらの表のとおりとする。
 これらの表のとおりとする。
 これらの表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる 当該連合会及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る命令は、当該連合会とについて、当該連合会とについて、当該連合会とについて、当該連合会とについる。ただし、下の自己資本比率に係るこれらの表の区分(非対象区分を除く。)に掲げる命令とする。ただし、下の自己資本比率に係るこれらの表の区分に係る自己資本比率以上計画を農林水産大臣及び金融庁長官又は都道府県知事に提出した場合には、当該連合会につい計画を農林水産大臣及び金融庁長官又は都道府県知事に提出した場合には、当該連合会についまの表のとおりとする。

第三区分に掲げる命令を含むものとする。 第三区分に掲げる命令を含むものとする。 第三区分に掲げる命令を含むものとする。 第三区分に場で、回条第一項又は第二項の表のがこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込びその子会社等について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額の条第一項又は第二項の表の第三区分以外の区分に該当する連合会の貸借対照表又は連合会及

(届出事項)

で定める場合は、次に掲げる場合とする。第五条 法第九十七条の二第十二号に規定する金融破綻処理制度及び金融危機管理に係る主務省令

所の決定を受けた場合 一 破産手続開始の決定に対して抗告をし、又は抗告に対して裁判

こ場合 再生手続開始の申立てをし、再生計画認可の決定が確定し、又は再生計画がその効力を失っ

第六条 法第九十八条の三に規定する農林水産省令・内閣府令・財務省令で定める届出は、

前条各

別 則 号に掲げる場合に該当するときにする届出とする。

(財務大臣への通知)

(施行期日)

一条 この命令は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一一月二九日総理府・大蔵省・農林水産省令第一九号)

附 則 (平成一三年一二月二七日内閣府・財務省・農林水産省令第五号)この命令は、平成十二年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月二七日内閣府・財務省・農林水産省令第一号)」の命令は、平成十四年一月一日から施行する。

| 付|| 川||(平戊一六年-月三〇日内閣守・才务旨・農林k蛋旨冷第一この省令は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一月三〇日内閣府・財務省・農林水産省令第一号)

附 則 (平成一七年三月三〇日内閣府・財務省・農林水産省令第一号)この命令は、平成十六年四月一日から施行する。

この命令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二八日内閣府・財務省・農林水産省令第四号)

この命令は、平成十八年五月一日から施行する。

吶 則 (平成一九年八月九日内閣府・財務省・農林水産省令第一号)

附 則 (平成二〇年一二月一一日内閣府・財務省・農林水産省令第二号この命令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

この命令は、平成二十年十二月十二日から施行する。

## 附 則 (平成二四年二月一五日内閣府・財務省・農林水産省令第一号)

の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。 この命令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律

## 則 (令和二年四月三日内閣府・財務省・農林水産省令第一号

法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年五月一日)から施行する。この命令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する